

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第4号

答申番号：令和4年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、請求人の長男（以下「長男」という。）が障がい者グループホームに入所するに際し、長男の重度の知的障害、自閉症、強度行動障害の状況から、テレビは不可欠であるため、長男の部屋に設置したテレビ（以下「本件テレビ」という。）についても家具什器と同様に扱い、購入費用の支給が認められるべきであることから、本件テレビの購入費用に係る申請（以下「本件申請」という。）を却下した原処分（生活保護変更申請却下処分）が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

テレビの購入費用については、経常的最低生活費の範囲内で賄われるべきものであり、長男の障害による特別な需要を補うために長男世帯に対し障害者加算（昭和38年4月1日厚生省告示第158号「生活保護法による保護の基準」別表第1第2章2）を認定しているのであるから、長男の障害に起因する本件テレビの購入費用については、経常的最低生活費と併せて障害者加算から賄うべきである。よって、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 テレビの購入費用は、通常予測される生活需要として経常的最低生活費のやり繰りの中で賄うべきものであり、本件テレビの購入費用に係る申請は、一時扶助費の支給要件のいずれにも該当しないから、原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年5月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、新たに保護を開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合等の特別の需要のある者について、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであることとされ、具体的には、家具什器費等、一定の条件に該当する場合に支給されるものであり、テレビの購入費はこの対象とされていない。他方、障害者については、基準生活費において配慮されない個別的な特別需要を補てんすることを目的として、障害の程度に応じて障害者加算が設定されている。

そこで本件についてみると、処分庁は、テレビの購入費用は、通常予測される生活需要として経常的最低生活費のやり繰りの中で賄われるべき経費であり、本件テレビの購入費は一時扶助費の支給対象とならないことから原処分を行っていることと認められる。この点、請求人は、長男の知的障害が重く、自閉症であることなどから、生活をする上でテレビが不可欠であり、購入費用の支給が認められるべきである旨主張するが、重度の知的障害をもつ長男の生活に必要であったとしても、それは、障害の程度に応じて支給される障害者加算で対応すべきものであり、加えて、長男が障がい者グループホームに入所後、10月分及び11月分の長男に対する障害者加算が支給されていることを合わせ鑑みると、本件テレビの購入は、これらの障害者加算分でやり繰りをするべきである。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子